

第 2 6 類

漁網製作用杼^ひ、メリヤス機械用編針、電気式ヘアカーラー、針類、被服用はとめ、テープ、リボン、編みレース生地、刺しゅうレース生地、房類、組みひも、編み棒、裁縫箱、裁縫用へら、裁縫用指抜き、針刺し、針箱、腕止め、衣服用き章（貴金属製のものを除く。）、衣服用バックル、衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。）、衣服用ブローチ、帶留、ボンネットピン（貴金属製のものを除く。）、ワッペン、腕章、頭飾品、ボタン類、造花、つけあごひげ、つけ口ひげ、ヘアカーラー（電気式のものを除く。）、靴飾り（貴金属製のものを除く。）、靴はとめ、靴ひも、靴ひも代用金具、人毛

漁網製作用杼^ひ メリヤス機械用編針

09 A 07

[第7類 第8類 第11類]

電気式ヘアカーラー

11 A 07

[第8類 第11類 第21類]

針類

13 A 02

編物針 かぎ針 畳針 手縫い針 針金ピン ひも通し針 帆針 まち針 ミシン針
虫針 メリケン針 レース針

被服用はとめ

13C01

[第6類 第11類 第17類 第18類 第20類]

(備考) 「被服用はとめ」は、「靴はとめ 靴ひも代用金具」、第18類「洋傘金具」及び第25類「靴くぎ 靴びよう 靴保護金具」、「げた金具」に類似と推定する。

テープ リボン

16A02

編みレース生地 刺しゅうレース生地

16B01

[第24類]

房類

16C03

組みひも

18A01

[第17類 第18類 第22類]

編み棒 裁縫箱 裁縫用へら 裁縫用指抜き 針刺し 針箱

19B03

[第8類 第16類 第20類 第21類]

腕止め

21A01

[第25類]

衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バックル 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。） 衣服用ブローチ 帯留 ボンネットピン（貴金属製のものを除く。） ワッペン 腕章 21A02

[第14類]

(備考) 「衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バックル 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。） 衣服用ブローチ 帯留 ボンネットピン（貴金属製のものを除く。） ワッペン 腕章」は、「ボタン類」及び第14類「カフスボタン」「宝玉及びその模造品」に類似と推定する。

頭飾品

21A03

入れ毛 髪しん 髪止め かもじ かんざし こうがい たぼ止め たぼみの つけかつら 手がら ねがけ ヘアネット ヘアバンド ヘアピン まげ 丸ぐし 結びリボン 元結

(備考) 「かんざし こうがい 丸ぐし」は、第21類「くし」に類似と推定する。

ボタン類

21B01

こはぜ 手芸用ビーズ スナップボタン スライドファスナー 尾錠 ボタン ホック 面ファスナー

(備考) 「ボタン類」は、「衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バックル 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。） 衣服用ブローチ 帯留 ボンネットピン（貴金属製のものを除く。） ワッペン 腕章」及び第14類「身飾品（「カフスボタン」を除く。）」に類似と推定する。

造花

(20F01・21E01)

造花の花輪

20F01

[第6類 第19類 第20類 第21類 第24類 第31類]

造花（「造花の花輪」を除く。）

21 E 01

紙製造花 布製造花 プラスチック製造花

つけあごひげ つけ口ひげ ヘアカーラー（電気式のものを除く。）

21 F 01

[第3類 第8類 第10類 第18類 第20類 第21類]

靴飾り（貴金属製のものを除く。） 靴はとめ 靴ひも 靴ひも代用金具

22 A 02

[第14類 第21類 第22類 第25類]

（備考）「靴はとめ 靴ひも代用金具」は、「被服用はとめ」、第6類「金属製金具（「安全錠・鍵・鍵用金属製リング・南京錠」を除く。）」、第11類「水道蛇口用座金 水道蛇口用ワッシャー」、第17類「ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー」、第18類「かばん金具 がま口口金 蹄鉄」及び第20類「カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） 座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。）」に類似と推定する。

人毛

34 E 07

[第21類 第22類]